

第27回草津市農業委員会総会  
会 議 録

令和7年9月10日

## 第27回農業委員会（総会）

令和7年9月10日  
午後3時から  
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第24号  
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… 1件
- 第 3 報告第25号  
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）… 1件
- 第 4 報告第26号  
農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）… 2件
- 第 5 議 第36号  
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 4件
- 第 6 議 第37号  
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 7 議 第38号  
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件
- 第 8 議 第39号  
土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件
- 第 9 議 第40号  
農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

## 1. 農業委員

### ・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	4 番	角井 廣司
5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫	7 番	今井 修
8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣	10 番	田中 廣之
11 番	中島 健一	12 番	木下 弥生	13 番	奥村 次一

### ・会議に欠席した委員

3 番	杉江 善博	14 番	堀 祐子
-----	-------	------	------

## 2. 農地利用最適化推進委員

### ・会議に出席した委員

2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦	4 番	山本 光作
5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一	7 番	平井 重己
8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春		

## 3. 事務局

### ・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	柳原 崇志	主査	湯村 亮太
------	-------	----	-------	----	-------

### 農林水産課

課長	西山 宜克	主任	三橋 優美
----	-------	----	-------

事務局長 只今から第27回草津市農業委員会 総会を開催します。  
感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。  
その他、会議途中で体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いします。  
本日、3番 杉江善博委員と14番 堀祐子委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中12名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを報告します。  
また、本日は傍聴の方はおられません。  
なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございます。  
それでは、今井 会長よろしくお願いいいたします。

会長 オンライン研修お疲れ様でございました。稲の収穫真っ只中で御多忙にもかかわらず、総会にご出席をいただきましてありがとうございます。今年は気温が高く、平年よりかなり早い時期から収穫、稲刈りを始めたということでございます。

会長 ただいまから、第27回草津市農業委員会総会を開会します。  
本日の議事日程は、お手元に配布いたしました通りです。  
では、これより日程に基づき、議事を進めます。  
議事にかかる図面については、いつものようにタブレット端末で確認いただきますよう、お願いします。

会長 それでは、これより日程に入ります。  
日程第1会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号2番 我孫子利和委員、議席番号8番 田中実委員、以上の両人を指名いたします。

会長 次に、日程第2報告第24号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗

読と説明を求めます。

事務局            それでは、報告第24号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

                    この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

                    今月の届出は、1件です。議案書は、2ページです。

                    番号1番は、野路五丁目および野路七丁目に各々住所を有する届出人が、賃貸住宅用地を目的として、届出人が共有する、野路七丁目地先の田1筆、535㎡を転用されようとするものです。

                    隣地との境界には、コンクリートブロックおよびL型擁壁を設置され、南側道路高に合わせ、最大30cm前後の盛土を行われます。

                    雨水排水は、申請地内南側に雨水桝を設置し、南側市道側溝へ放流されます。

                    隣接地は、宅地、道路、届出者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

                    なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は8月8日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長                以上で事務局の説明が終わりました。

                    発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

                    (質問・意見なし)

会長                発言が無いようですので、報告第24号を終わります。

会長                次に、日程第3報告第25号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局            それでは、報告第25号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

                    この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。議案書は、3ページです。

番号1番は、草津町に事業所を有し、建設業を営む法人こと譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する、矢橋町地先の畑6筆計757㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該案件は、令和6年12月に、届出地の現所有者である法人を、譲受人として、農地転用の届出を受理し、令和7年1月の総会にて、報告事項として報告を行いました。今回、周辺での開発事業に際し、届出地を譲受人である法人が取得し、使用したいとの申し出があり、再度届出をなされたものです。

市街化区域内の農地転用にかかる届出制度には、取下げ等の処理方法がありませんことから、上書きという形で処理されるものです。

隣地との境界は、L型擁壁を設置され、西側道路高に合わせ、50cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、基本浸透式で対応され、余剰水は敷地勾配を西側道路に向けて付け、西側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、畑・宅地・雑種地・道路であり、農地の所有者には、今回の経過を説明した上で、再度、隣地承諾を得られております。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は8月14日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

2番 位置図についてですが、2つ赤く色づけされているのですか、上のところ  
我孫子 でしょうか。

事務局 お答えさせていただきます。今回の届出の案件は、地図でいいますと上の箇所一箇所だけになります。もう一つの箇所は、後にでてまいります、3条の案件になります。

会長 その他ご発言ございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第25号を終わります。

会長 次に、日程第4報告第26号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局 報告第26号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものです。

今月の通知は、2件です。議案書は4ページです。

1番と2番の賃貸借の解除通知は、いずれも、農地中間管理事業を介する農地の転貸にあたりますことから、同事業を担う、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金を介した賃貸人と賃借人の間における対の解除通知となっています。

番号1番および2番は関連する案件ですので、一括にて説明させていただきます。

西矢倉二丁目に住所を有する番号1番の賃借人は、番号2番の賃貸人が所有する岡本町地先の田1筆898㎡に対して、農地中間管理事業を担う滋賀県農林漁業担い手育成基金を通じて、農用地利用集積等促進計画により賃貸借権の設定をされておりましたが、合意解約がなされたものです。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第26号を終わります。

会長 次に、日程第5議第36号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から4番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第36号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、4件です。議案書は、5～6ページです。

番号1番は、追分南六丁目に住所を有する息子こと、同居の譲受人が、同じく追分南六丁目に住所を有する父こと、譲渡人が所有する、追分南五丁目、七丁目地先の田3筆計1,402㎡を贈与にて取得されようとするものです。

譲受人は、譲渡人の子です。

栽培作目は、水稻を栽培される予定です。

番号2番は、南笠町に住所を有する譲受人が、同じく南笠町に住所を有する譲渡人が所有する、南笠町地先の田4筆計2,170㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、農地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、水稻を栽培される予定です。

番号3番は、矢橋町に住所を有する譲受人が、矢橋町に住所を有する譲渡人が所有する、矢橋町地先の田1筆32㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、農地を探していたところ、面積が狭小であり、経営規模縮小を考えていた譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、季節野菜を栽培される予定です。

番号4番は、草津一丁目に住所を有する譲受人が、南笠東四丁目に住所を有する譲渡人が所有する、矢橋町地先の畑1筆300㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、農地を探していたところ、経営規模縮小を考えていた譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、季節野菜を栽培される予定です。

今回の各申請における、農地法第3条第2項に定める各要件については、第1号の全部効率化要件については、営農計画書で確認しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、全案件とも取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、全案件とも生産組合長より同意をいただいております。

以上のことから、1番から4番までの各案件につきましては、農地法第3

条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、許可申請4件につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員をお願いします。

1番 奥村 内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりです。父親が高齢となり、耕作が出来なくなり息子に贈与するということです。現状のままです。特に問題ありません。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号3番 杉江善博委員ですが、本日欠席のため、事務局から補足があれば、お願いします。

事務局 杉江委員が欠席のため事務局より説明いたします。7月30日、杉江委員と中野推進委員で現地確認をしていただいています。規模拡大のために購入されるものであり、今までどおり生産組合の規則を守って農業するという事です。

会長 番号3番と4番の案件につきましては、議席番号4番 角井廣司委員をお願いします。

4番 角井 3番の案件です。内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりであります。7月26日、山本推進委員と現地確認をおこないました。狭い田であります上に管理がしにくい場所でありました。隣の田の方と話がまとまり、今回申請されました。畑使用されるということで、季節野菜を栽培されるということです。

4番の案件についてです。同じく7月26日、山本推進委員と現地確認を行いました。畑の譲渡の申請です。譲受人の方は、季節野菜を栽培したいということです。問題ありません。

会長 これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきます

よう、お願いします。

平井 報告第26号1番と2番の案件で、2筆あると思うのですが、譲渡人、譲  
推進委員 受人、地番、面積が同じなのですがこれは偶然でしょうか。

事務局 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が間に入っているかたちにな  
っておりまして、対になっています。

会長 その他、御意見・御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。  
ただいま議題となっております議第36号「農地法第3条第1項の規定に  
よる申請に対し、許可をすることについて」番号1番から4番までの案件を  
原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。  
よって、議第36号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可  
をすることについて」番号1番から4番までの案件を原案のとおり決定いた  
しました。

会長 次に、日程第6議第37号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、  
許可をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗  
読と説明を求めます。

事務局 議第37号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていた  
だきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、1件です。議案書は、7ページです。

番号1番は、南草津プリムタウン三丁目に住所を有する申請人が、一戸建  
て専用住宅を目的として、申請人が所有する、上笠一丁目地先の登記地目畑  
現況雑種地、1筆343㎡を転用されようとするものです。

申請地は、前所有者である祖父から相続にて取得されましたが、平成22

年頃から倉庫を建築して使用しており、現在は更地になっておりますが、申請者が一戸建て専用住宅の建設のため土地調査を行ったところ、農地転用許可を得ていないことが発覚したため、経過書を添付のうえ申請がなされました。

隣地との境界はコンクリートブロックを設置され、西側道路高に合わせて10cm程度の盛土および切土を行います。

雨水排水につきましては、申請地内西側に雨水桝を設置し、西側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、畑、宅地、申請者の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地から500m以内に、笠縫小学校、笠縫まちづくりセンターがあることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

なお、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書、融資予定証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、本案件は開発許可と同時許可になります。

以上1件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員として現地調査の結果ならびに補足説明をいたします。番号1番の案件につきましては、議席番号7番私、今井修が補足説明をいたします。

7番 7月28日現地確認を行いました。地目は畑、現況は雑種地であります。届出が出来ていなかったということでございます。周辺農地への影響もありません。問題ないということで判断いたしました。

会長 では、これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

山岡 現況地目、雑種地とあるのですが、地目において雑種地というのはあるの  
推進委員 ですか。

事務局 この案件につきまして事務局で現地確認をいたしました。現場自体は更地  
になっているのですが、地面が砂利敷きになっておりました。雑種地という  
と、駐車場とか資材置場があてはまるのですが、砂利敷きになっているとい  
うことで、雑種地と判断いたしました。

事務局長 農地法第2条の中で、現況を確認して地目を確認するということになって  
います。草が生えたままの状態で放置してある場合は、基本農地です。ただ、  
そこに何かしらの手を加えて作物が育たない状況であれば、農地以外という  
ことになります。建物が無ければ宅地という判断は出来ませんので雑種地と  
いう扱いで判断をいたします。

会長 その他、御意見・御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。  
ただいま議題となっております議第37号「農地法第4条第1項の規定に  
よる申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり  
決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。  
よって、議第37号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し許可を  
することについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第38号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、  
許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より議  
案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第38号農地法第5条第1項の規定による申請について説明いたしま  
す。  
この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等  
の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、2件です。議案書は、8ページです。

番号1番は、大阪市大正区に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、貸露天駐車場を目的として、譲渡人が所有する、駒井沢町地先の田1筆146㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地の周辺一体は、商業施設や分譲住宅の開発がなされており、今回の申請地は、開発区域内のコンビニエンスストアの駐車場として利用を計画され、本申請をなされました。

隣地との境界は、道路と高低差ができないように最大2m程度の盛土を行います。

雨水排水は、申請地内に雨水枡を設置し、南側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・雑種地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地から500m以内に、笠縫東小学校、笠縫東こども園があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

なお、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書および残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、津市中庄二丁目に事務所を有し、建築・不動産業を営む法人こと、譲受人が、貸露天駐車場を目的として、譲渡人が所有する下寺町地先の登記地目田、現況雑種地1筆154㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該申請地は、申請人が、亡き夫から相続にて取得されましたが、夫の父親が昭和47年頃から商売用地として利用していました。現在は、更地となっておりますが、農地法の転用申請手続きができていないことから、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

隣地との境界については、既設のコンクリートブロックを流用し、造成はせず、整地をされる程度です。

雨水排水は、敷地勾配を北側に向けてつけ、北側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地、道路、申請者の土地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投

資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および残高証明書の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上2件、添付書類等確認いたしました但、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号7番私、今井修が補足説明をいたします。

7番 今井 8月18日現地確認を行いました。申請地の周囲に農地はなく問題ないものと判断いたしました。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号9番 田中治嗣委員をお願いします。

9番 田中 申請地は住宅地の中の一隅にあります。地目は田なのですが、現状は草が生えており田としては使用されておりました。近隣の方に駐車場として貸しておられた様です。顛末案件です。問題はありません。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第38号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。  
よって、議第38号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第8議第39号「土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めることについて」を議題とします。  
それでは、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第39号土地改良事業参加資格者の交替の申出につき、承認を求めることについて説明させていただきます。

今月の申出は、2件です。議案書は9～10ページです。

この申出は、土地改良事業の参加資格者を交替するため、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づき農業委員会へ申出されるものです。

土地改良事業の参加資格者は、貸借地の場合、原則、耕作者になりますが、所有者の同意を得て、申出があった場合、耕作者から所有者へと参加資格者を交替する形をとっています。

その場合は、農業委員会に交替を申し出いただき、委員会の承認が必要となっています。

それでは、今回の案件について説明させていただきます。

まず、1件目の9ページは、新資格者として申出された方は、現在、現資格者に当該地を使用貸借にて貸し付けられておりますが、所有者として水代を負担していくということで話がまとまったため、資格交替を行われるものであります。

次に、2件目の10ページは新資格者として申出された方については、現在、草津用水土地改良区の役員をされておりますが、今般、後継者に経営移譲をされることから、土地改良事業への参加資格を喪失されることとなります。

しかしながら、土地改良区の役員たる要件に、土地改良事業への参加資格が必要であるため、今回所有されている田の一部について、耕作者から所有者へ資格交替を行われるものです。

以上2件、土地改良事業参加資格者の交替の申出がございましたので、御審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

会長                    ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言  
いただきますよう、お願いします。

9 番                    2 件目の申出の件ですが、そういった資格を持っていないと役員は出来な  
田中                    いということですか。

事務局                そのとおりです。

9 番                    その際、農地の下限面積はあるのですか。  
田中

事務局                下限はございません。

会長                    その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長                    無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。  
ただいま議題となっております。議第 3 9 号「土地改良事業参加資格者交  
替の申出につき、承認を求めることについて」賛成の方は挙手をお願いします。  
す。

(挙手全員)

会長                    挙手全員であります。  
よって、議第 3 9 号「土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を  
求めることについて」は原案どおり承認されました。

会長                    次に、日程第 9 議第 4 0 号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につ  
き、意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については、  
議席番号 9 番 田中治嗣委員、議席番号 1 0 番 田中廣之委員、議席番号 1  
2 番 木下弥生委員、の各農業委員が当事者でございますので、農業委員会  
等に関する法律第 3 1 条に基づき、また、推進委員については、同条項に準  
じて、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席してい

たきます。

関係事案終了後、入室していただきます。

(各委員 退席)

会長            それでは、議第40号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を求めます。

農林水産課    それでは、議第40号農用地利用集積等促進計画（案）について、説明さ  
課長            せていただきます。

                  こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を求めるものです。

                  1ページ目は今回の農地利用集積等促進計画による面積の集計でございます。左上を御覧いただきまして、今回は全体で765筆、計1,346,968㎡の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。

                  内訳といたしましては、田が、758筆で面積は1,341,495㎡、畑が、7筆で面積は5,473㎡でございます。

                  続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。

                  全体の合計筆数は2,630筆、面積は4,785,592.34㎡となっております。

                  内訳といたしましては、田が2,558筆で、4,322,819.34㎡、畑が72筆で、462,773㎡です。

                  また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。3年未満が3筆、3年以上6年未満が75筆、6年以上9年未満が2筆、9年以上12年未満が685筆、12年以上が0筆、計765筆です。

                  農地の詳細につきましては2ページ目以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

                  なお、今回の農用地利用集積等促進計画につきましては、地域計画との整合を確認済みです。

                  以上で令和7年11月28日公告予定の、農用地利用集積等促進計画の内容についての説明を終わります。

                  御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長            以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第40号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第40号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

審議が終了しましたので議席番号9番 田中治嗣委員、議席番号10番 田中廣之委員、議席番号12番 木下弥生委員の入場を認めます。

(各委員 入場)

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 16時35分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和7年9月

会 長 今井 修

---

署名委員 我孫子 利和

---

署名委員 田中 実

---